

奈良県立飛鳥京跡苑池管理運営規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十六号

奈良県立飛鳥京跡苑池管理運営規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県立飛鳥京跡苑池条例(平成二十八年三月奈良県条例第七十六号)第三条の規定に基づき、奈良県立飛鳥京跡苑池(以下「苑池」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第二条 苑池に設置する休憩舎(次条において「休憩舎」という。)の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

(休館日)

第三条 休憩舎の休館日は、十二月二十八日から翌年の一月四日までの日とする。

(開館時間の変更等)

第四条 知事は、必要があると認めるときは、前二条の規定にかかわらず、開館時間を変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用者の制限)

第五条 次に掲げる者は、苑池を利用することができない。

- 一 酩酊者等他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- 二 善良な風俗を害し、又は秩序を乱すおそれがあると認められる者

(苑池の秩序維持)

第六条 苑池の利用者は、苑池内において次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 指定の場所以外で喫煙すること。
- 二 施設、設備又は備品を汚損し、又は破壊すること。
- 三 公共の安全、衛生又は風紀を害する行為をすること。
- 四 その他知事の指示に従わず、苑池内の秩序を乱す行為をすること。

2 知事は、前項各号のいずれかに該当する行為を行い、又はそのおそれのある者に対し、苑池の利用を制限し、若しくは停止し、苑池からの退去を命じ、又は苑池の利用を一定期間禁止することができる。

(その他)

第七条 この規則に定めるもののほか、苑池の管理及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。